

過去問セレクトシリーズ 「過去問セレクト 100 憲法」

追補「近年の判例について」

平成 26 年 2 月 14 日現在

平成 24 年 11 月の発刊から 1 年 3 か月が経ち、その間に重要な憲法判例がいくつか最高裁から出されている状況です。ここでは、平成 26 年度の各種公務員試験に問われる可能性のある判例について本編を補うものとして解説します。

LEVEL1 第 2 章 Q13 解説 P31

◎非嫡出子の法定相続分（最大決平 7.7.5）の実質的判例変更について

「非嫡出子の法定相続分」（最大決平 25.9.4）

昭和 2 2 年民法改正時から現在に至るまでの間の**社会の動向、我が国における家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢及び我が国が批准した条約の内容**とこれに基づき設置された**委員会からの指摘、嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等の変化**、更にはこれまでの当審判例における度重なる問題の指摘等を総合的に考察すれば、**家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきた**ことは明らかであるといえる。そして、法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、上記のような認識の変化に伴い、上記制度の下で**父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきている**ものといえることができる。以上を総合すれば、立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていたというべきである。したがって、本件規定は、憲法 14 条 1 項に違反していたものというべきである。

（解説）

民法の非嫡出子相続分について合憲としてきた最高裁の判断を実質的に変更するもので、これにより民法 900 条 4 号ただし書前半部分は削除され、嫡出子と嫡出でない子の相続分を同等とした。

ただ、判例は、「本決定は、本件規定が遅くとも平成 13 年 7 月当時において憲法 14 条 1 項に違反していたと判断するものであり、平成 7 年大法廷決定並びに小法廷判決及び小法廷決定が、それより前に相続が開始した事件についてその相続開始時点での本件規定の合憲性を肯定した判断を変更するものではない」としている。また、新たな民法の規定が適用されるのは、平成 25 年 9 月 5 日以後に開始した相続とされている。

しかし、注意すべきなのは平成 25 年 9 月 4 日の最高裁判所の違憲決定であることから、判断の基礎となった平成 13 年 7 月 1 日以後に開始した相続についても、既に遺産分割が終了しているなど確定的なものとなった法律関係を除いては、嫡出子と嫡出でない子の相続分が同等として扱われるものと考えられる。

LEVEL1 第1章 Q03 解説 P9

◎猿払事件（公務員の人件制約根拠）に関して

「国家公務員法違反事件（堀越事件）」（最判平 24.12.7）

社会保険庁目黒社会保険事務所の事務官が、共産党機関紙を配布し国家公務員法違反で起訴された事案で、国家公務員法の立法目的「行政の中立的運営の確保」とし、**処罰対象となる「政治的行為とは、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが、観念的なものにとどまらず、現実に起こり得るものとして実質的に認められるもの」**とした上で、「管理職的地位になく裁量の余地のない」等を理由に「本件**配布行為が本件罰則規定の構成要件に該当しない**」と判断した。

（解説）

高裁判決が「罰則規定を適用することが憲法 21 条 1 項、31 条に違反する」との適用違憲としたことに対して、最高裁はそもそも構成要件に該当しないとして無罪としたものであり、違憲との判断ではない。ただ、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるものに処罰を限定したことは明らかで、本判決も一種の合憲限定解釈と考えられる。猿払事件との比較については、「公務員により組織される団体の活動」として構成要件に該当する行為なので事案が異なると判示し、判例変更ではないとされているが、猿払事件の事案との違いが明確とは言えない。

LEVEL1 第1章 Q12 解説 P29

◎議員定数不均衡判決

「近年の議員定数不均衡判決」

参院選について平成 24 年 10 月 17 日の最高裁「1 : 5.00」の格差を「違憲状態」とし、衆院選について平成 25 年 11 月 20 日の最高裁判決は「1 : 2.43」の格差を「違憲状態」としている。

（解説）

違憲ではあるが是正のための合理的期間を過ぎてはいないとして、違憲「状態」にあるとする最高裁の判断が続いている。衆議院については 2.3 倍を違憲状態とした平成 23 年の判決があるが、参議院についても上記の判決により 5 倍を超えて違憲状態とされ一定の進展が認められた（平成 18 年判決では 5.13 倍も合憲であった）。加えて、参議院も一票の価値について衆議院と変わりはないと判示している。

以上